

回 答 書

令和8年9月18日に執行を予定している「令和8年度 第2期分船舶燃料油類購入」に関する質問書について、下記のとおり回答いたします。

○ 質 問 事 項

仕様書5. 価格変動による契約額の変更、「元売価格が税抜3円以上変動した場合は、甲乙協議のうえ価格を改定することができる。」とは2円以下の場合は改定できないのか？または、9. その他の「(2)この仕様書に定めのない事項については、契約者間の協議によるものとする。」にて対応できるのか？

○ 回 答

まず、「5. 価格変動による契約額の変更」についてご説明いたします。前提として、契約締結日から1ヶ月の間は原則入札いただいた契約単価の変更は変更できません。例外として、円高、円安等の影響により元売り価格に急激な変動が生じた場合は甲乙協議のうえ価格の改定が可能です。

つぎに、契約締結から1ヶ月の期間を経過した後は、例年通り3円以上の変動が生じた場合に価格の改定が可能となります。これらは分けて考えていただけるようお願いいたします。

ご質問にある「2円以下は改定できないのか？」につきましては、3円と規定しておりますので改定できる変動ラインを下回るため改定不可となります。

9. その他につきましては、仕様書に定めのない事項に関する協議の規定となります。仕様書にて変動の価格ラインは定めておりますので、「2円の増減時に価格を変更したい」という意図のご質問につきましては、当該規定の適用外と認識しております。

令和8年9月4日

渡嘉敷村役場 船舶課
(公 印 省 略)